（夜間執行の制限を受けない国税）

第五十一条　法第百四十八条第一項ただし書（臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限）に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。

一　消費税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物に課される消費税

二　酒税

三　石油ガス税

（調書の記載事項）

第五十二条　法第百五十二条各項（調書の作成）に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

（申告納税方式による間接国税に関する犯則事件に係る罪）

第五十三条　法第百五十五条第二号（間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発）に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一　酒税法第五十五条第一項又は第三項（罰則）の罪

二　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七条第一項又は第三項（罰則）の罪

三　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十七条第一項又は第三項（罰則）の罪

四　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第十五条第一項又は第三項（罰則）の罪

五　石油ガス税法第二十七条第一項又は第三項（罰則）の罪

六　石油石炭税法第二十三条第一項又は第三項（罰則）の罪

七　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三条第一項（罰則）の罪

（通告の方法等）

第五十四条　法第百五十七条第一項（間接国税に関する犯則事件についての通告処分等）の規定による通告（以下この項及び次項において「通告」という。）は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして財務省令で定めるものの方法により法第百五十七条第一項に規定する書面を送達して行う。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならない。

2　前項の書面には、法第百五十七条第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受けるべき者の氏名及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

3　法第百五十七条第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4　法第百五十七条第一項に規定する没収に該当する物件が、当該職員又は当該職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

（犯則の心証を得ない場合の供託書の交付）

第五十五条　国税局長又は税務署長は、法第百六十条（犯則の心証を得ない場合の通知等）の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第百四十四条第二項（領置物件等の処置）の規定により供託した金銭があるときは、供託書の正本に供託金を受け取るべき事由を証する書面を添付し、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に交付しなければならない。

（書類の作成要領）

第五十六条　犯則事件の調査及び処分に関する書類（法第百三十二条第一項若しくは第三項（臨検、捜索又は差押え等）、第百三十三条第一項若しくは第二項（通信事務を取り扱う者に対する差押え）又は第百四十七条第四項（鑑定等の嘱託）の許可状の請求に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

2　犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削つた部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条第六号ハの改正規定及び第十四条第二項第二号の改正規定　平成二十九年十月一日

二　第七条第一項の改正規定　平成三十年一月一日

三　目次の改正規定、第一条の改正規定、第五条第六号の改正規定（同号ハに係る部分を除く。）、第十一条の改正規定及び本則に一章を加える改正規定並びに附則第三条から第十五条までの規定　平成三十年四月一日

（災害等による期限の延長に関する経過措置）

第二条　改正後の国税通則法施行令第三条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に災害その他やむを得ない理由が生じた場合について適用する。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第三条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第二項中「添付して」を「添付して」に改め、同条第四項中「あわせて添付しなければ」を「併せて添付しなければ」に改める。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第四条　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第二項第一号中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第十四項及び第十五項中「（昭和四十七年政令第百五十一号）」を削り、同条第十八項の表揮発油税法第十七条第一項の項中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、「以下」を削り、同表揮発油税法第十七条第二項の項中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同表災免法第七条第一項の項中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第四十項を削り、同条第三十九項中「第三十三項又は第三十五項」を「第三十四項又は第三十六項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第三十三項」を「第三十四項」に、「第三十五項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十三項から第三十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十二項の次に次の一項を加える。

33　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第七十四条の二に次の一項を加える。

41　第三十四項又は第三十六項の規定の適用がある場合における揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第五十三条の規定の適用については、同条第三号中「の罪」とあるのは「及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第七十四条の二第三十四項又は第三十六項（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例）（これらの規定中揮発油税に係る部分に限る。）の罪」と、同条第四号中「の罪」とあるのは「及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第七十四条の二第三十四項又は第三十六項（これらの規定中地方揮発油税に係る部分に限る。）の罪」とする。